

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会(第5回)

日時：令和5年7月14日(金)

議事次第

1. 審議事項

第1号議案 専門部会設置に伴う GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会
会則の改正について

- ・ GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会会則

第2号議案 GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会専門部会設置要綱の
制定について

- ・ GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会専門部会設置要綱

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会会則

令和5年2月17日制定

4 生推国第 240 号

(名 称)

第1条 本会は、GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(設置目的)

第2条 東京都では、環境にやさしく、健康にもよい自転車を更に身近なものとするとともに、東京の魅力を国内外に発信することを目的とし、様々なイベント等を GRAND CYCLE TOKYO として実施している。

上記取組を一層推し進め、東京におけるサイクルスポーツ文化を醸成し、「スポーツフィールド・東京」の実現へと繋げていくため、GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会を設置する。

(業務内容)

第3条 実行委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 実行委員会事業の企画に関すること。
- (2) 実行委員会事業の実施に関すること。
- (3) その他、実行委員会の運営に必要なこと。

(構 成)

第4条 実行委員会の委員は、別表1のとおり実行委員会の趣旨に賛同した団体及び関係者をもって構成する。

(組 織)

第5条 実行委員会の委員は別表1に掲げる各団体の役職にある者をもって充てる。ただし、委員長の承認がある場合には、当該団体の別の役職者を充てることもできる。

(役 員)

第6条 実行委員会に、次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 監 事 1名

2 委員長は、委員の中から互選により決定する。

3 監事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

(役員の職務)

第7条 委員長は、実行委員会を代表し、業務を統括する。

- 2 委員長に事故等があるときは、委員長代行を互選し、職務を代行する。
- 3 監事は、実行委員会の経理及び業務執行の状況を監査し、必要に応じ、実行委員会に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第8条 委員及び監事の任期は、第15条の規定により実行委員会が解散するまでとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 委員長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(会議)

第9条 委員長は、必要に応じて委員を招集し、会議を主宰する。ただし、委員の要請があった場合には、その都度開催する。

- 2 委員は会議に出席し、事業実施に必要な計画の審議等を行う。
- 3 実行委員会は、委員の過半数の出席が無ければ会議を開会することができない。ただし、会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された議事について、別紙様式「委任状」により代理人に権限を委任し、又は書面により議決権を行使することができる。
- 4 実行委員会に関する重要事項は、会議で協議し、出席委員の過半数の同意の上決定する。
- 5 第3項及び前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、書面又は電磁的記録により可否を求め、その結果をもって議決に代えることができる。
- 6 委員長が必要と認めるときは、委員以外の議事に関係又は専門的知識を有する者等を実行委員会に出席させ、その意見を徴することができる。
- 7 会議はオンラインによる実施を妨げないものとする。

(専門部会)

第10条 実行委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、実行委員会に付議すべき事項について審議し、決定する。
- 3 専門部会の設置に関して必要な事項は、別途定める。

(研修)

第11条 実行委員会は、外部講師を招いた研修や講演等を実施することができる。

(守秘義務)

第 12 条 委員は、任期中及び任期後において、委員として知り得た秘密情報（実行委員会の資料の内容のほか、実行委員会における議事内容等を含む。）について、その秘密を保持しなければならない、第三者に対して開示又は漏洩してはならないものとする。

(議事及び資料の公開)

第 13 条 実行委員会の議事内容及び資料の取扱いは、関係法令に則り、適切に対応する。

(事務局)

第 14 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長 1 名及び事務局次長 3 名を置き、別表 4 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 事務局長は、事務局業務を管理する。
- 4 事務局次長は、事務局長の職務を補佐する。
また、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長が事務局長の職務を代理する。
- 5 事務局は、東京都生活文化スポーツ局国際スポーツ事業部国際大会課に置く。
- 6 事務局及び職員に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(謝金の支払い)

第 15 条 事務局は、実行委員会の委員、監事及び第 9 条第 6 項に定める者であって実行委員会に出席した者または第 9 条 3 項に定める代理人に対し、謝金を支払うことができる。この場合、謝金額については、生活文化スポーツ局各種委員会等委員謝礼基準に準じて支払う。

- 2 事務局は、事務局からの依頼に応じて打合せ等に参加した委員及び監事に対し、参加に要した交通実費を支払うことができる。なお、打合せが 2 時間を超えた場合には、前項に定める委員謝礼基準に準じ、交通実費に代えて謝金を支払うことができる。
- 3 事務局は、第 10 条に定める研修の講師を務める者に対し、謝金を支払うことができる。この場合、謝金額については、東京都総務局の定める外部講師謝金支払基準に準じて支払う。

(解散)

第 16 条 実行委員会は、第 2 条の目的を達したときは、解散する。

(経費)

第 17 条 実行委員会の事業遂行に関する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

2 運営経費の取扱いに関しては、別途定めるものとする。

(事務規定等)

第 18 条 実行委員会に関わる事務取扱規程は別途定めるものとする。

(会計年度)

第 19 条 会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(出納の閉鎖)

第 20 条 実行委員会の出納は、翌年度の 5 月 31 日をもって閉鎖する。

(補則)

第 21 条 本会則に定めのない事項は、委員長が定める。

附 則

この会則は、令和 5 年 2 月 17 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 5 年 月 日から施行する。

GRAND CYCLE TOKYO実行委員会 委員

[別表1]

組織名	役職等
公益財団法人 東京都体育協会	理事長
公益社団法人 東京都障害者スポーツ協会	会長
一般財団法人 東京マラソン財団	事業担当局長 / レースディレクター
東京都	副知事
専門部会	部会長

GRAND CYCLE TOKYO実行委員会 監事

[別表2]

組織名	役職等
東京都	生活文化スポーツ局総務部企画計理課長

GRAND CYCLE TOKYO実行委員会 事務局長

[別表3-1]

組織名	役職等
東京都	生活文化スポーツ局自転車活用推進担当部長

事務局次長

[別表3-2]

組織名	役職等
東京都	生活文化スポーツ局国際スポーツ事業部自転車活用推進担当課長(3名)

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会専門部会設置要綱

(目的)

第1条 GRAND CYCLE TOKYO 事業の推進について専門の事項を審議するため、GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会（以下「実行委員会」という。）に専門部会を設置する。

(構成)

第2条 専門部会の名称は、次のとおりとする。

(1) 臨海専門部会

(2) 多摩専門部会

2 専門部会は、実行委員会委員長が委嘱する専門部会委員（以下、「委員」という。）をもって構成する。

3 実行委員会委員長は、委員に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

4 専門部会に部会長を置き、部会長は委員の中から互選により決定する。

5 部会長に事故等があるときは、部会長があらかじめ指名する者が、あらかじめ指名する者がいない場合は、委員の中から互選された者が職務を代行する。

6 部会長の任期は、実行委員会の会計年度末までとする。ただし、再任されることを妨げない。

(会議)

第3条 専門部会は、部会長がこれを主宰する。

2 委員は会議に出席し、事業の推進に必要な計画等の審議を行う。

なお、会議は、オンラインによる実施を妨げないものとする。

3 専門部会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。ただし、会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知した議事について、代理人に権限を委任し、又は書面により議決権を行使することができる。

4 部会長が必要と認めるときは、会議の開催に代えて書面又は電磁的記録により可否を求め、その結果をもって議決に代えることができる。

5 実行委員会の委員は、専門部会に出席し意見を述べることができる。

6 部会長は、専門部会にオブザーバーを置くことができ、部会長の求めに応じて会議に出席し、意見を述べるができる。

7 部会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

(審議等)

第4条 専門部会は、次の事項について審議し、その結果を実行委員会に付議するものとする。

- (1) 臨海部レガシースポーツイベントに関すること。
- (2) 多摩自転車ロードレース・イベント及びサイクル活用推進事業に関すること。

第5条 専門部会における審議上、必要があるときは専門部会に小委員会を設置することができる。

2 小委員会の設置及び構成は、部会長が定める。

(守秘義務)

第6条 委員は、任期中及び任期後において委員として知り得た秘密情報について、その秘密を保持しなければならない。第三者に対して開示又は漏洩してはならない。
なお、オブザーバーについても同様とする。

(議事及び資料の公開)

第7条 専門部会の議事の内容及び資料の取扱いは、関係法令に則り、適切に対応する。

(謝金の支払)

第8条 委員若しくは第3条第5項の実行委員会の委員又は第3条第7項の委員以外の者への謝金又は交通実費については、実行委員会の委員等への支払規定に準じて支払うことができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。